

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年一月中央区条例第二号）（第一条関係）

	新	旧
（初任給調整手当）	第九条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から四十年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三年以内の期間、採用の日（第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	第九条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から四十年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三年以内の期間、採用の日（第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 三十二万六千九百円	一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 三十二万六千九百円	一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 三十二万六千九百円
二 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。）で人事委員会が定めるもの 月額 二千五百円	二 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。）で人事委員会が定めるもの 月額 二千五百円	二 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。）で人事委員会が定めるもの 月額 二千五百円
三 前二号の職以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので人事委員会が定めるもの 月額 千円	三 前二号の職以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので人事委員会が定めるもの 月額 千円	三 前二号の職以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので人事委員会が定めるもの 月額 千円
2及び3 （略） (期末手当)		

新

第二十一条 (略)

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百十_____を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十_____」とあるのは「百分の六十三・七五」とする。

4 及び5 (略)

(勤勉手当)

第二十一条の二の三 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百二十_____（第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員にあつては百分の百三十七・五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十_____」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の六十九_____」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。

4 から6まで (略)

旧

第二十一条 (略)

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十五_____を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百七・五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十一_____」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

4 及び5 (略)

(勤勉手当)

第二十一条の二の三 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百十七・五（第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員にあつては百分の百三十五_____）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十_____」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百三十五_____」とあるのは「百分の五六十六・二五」とする。

4 から6まで (略)

		新		
別表第一（第五条関係） 別表第二（第五条関係）	（別紙のとおり） （別紙のとおり）	別表第一（第五条関係） 別表第二（第五条関係）	（別紙のとおり） （別紙のとおり）	旧

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年一月中央区条例第二号）

（第一条関係）

新	（期末手当）
---	--------

（期末手当）	（略）
--------	-----

第二十一条

（略）

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百八・七五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4 及び 5 （略）

（勤勉手当）

第二十一条の二の三 （略）

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百十八・七五（第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員にあつては百分の百三十六・二五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

旧	（期末手当）
---	--------

（期末手当）	（略）
--------	-----

第二十一条

（略）

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百十 を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十 」とあるのは「百分の六十三・七五」とする。

4 及び 5 （略）

（勤勉手当）

第二十一条の二の三 （略）

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百二十 （第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員にあつては百分の百三十七・五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

新

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十八・七五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百三十六・二五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。

4 から6まで (略)

旧

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十九」とあるのは「百分の六十一」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。

4 から6まで (略)

新旧対照表（抄）

○ 中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月中央区条例第十二号）（第三条関係）

新	旧
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）
第十六条 （略）	第十六条 （略）
2 期末手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4 （略）	3 及び 4 （略）
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第十六条の一 （略）	第十六条の一 （略）
2 勤勉手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 勤勉手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に百分の百十七・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4 （略）	3 及び 4 （略）
（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）
第三十条 （略）	第三十条 （略）
2 期末手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4 （略）	3 及び 4 （略）

新	（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	
第三十条の二	（略）	
2 勤勉手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	3 及び 4 （略）	

旧	（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	
第三十条の二	（略）	
2 勤勉手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に百分の百十七・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	3 及び 4 （略）	

新旧対照表（抄）

○ 中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月中央区条例第十二号）（第四条関係）

新	旧
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）
第十六条　（略）	第十六条　（略）
2 期末手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4　（略）	3 及び 4　（略）
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第十六条の一　（略）	第十六条の一　（略）
2 勤勉手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に百分の百十八・七五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 勤勉手当の額は、第四条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十一を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4　（略）	3 及び 4　（略）
（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）
第三十条　（略）	第三十条　（略）
2 期末手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 及び 4　（略）	3 及び 4　（略）

新

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第三十条の二 (略)

2 勤勉手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に百分の百十八・七五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 及び4 (略)

別表 (第四条・第十八条関係)

職種又は職	給料表		
	月額	日額	時間額

備考

一 この表において「職種」とは、職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成十三年三月二十九日特別区人事委員会決定）十三(一)②に規定する職種をいう。

二 この表において「講師」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十七条第十一項に規定する講師をいう。

旧

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第三十条の二 (略)

2 勤勉手当の額は、第十八条及び第十九条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に百分の百二十を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 及び4 (略)

別表 (第四条・第十八条関係)

職種又は職	給料表		
	月額	日額	時間額

備考

一 この表において「職種」とは、職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成十三年三月二十九日特別区人事委員会決定）十三(一)②に規定する職種をいう。

二 この表において「講師」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十七条第十項に規定する講師をいう。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十三号）

（第五条関係）

（期末手当）	新
--------	---

（期末手当）	（略）
--------	-----

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百十|を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」のあるのは「百分の六十三・七五」とする。

4 から6まで （略）

（勤勉手当）

第三十条 （略）

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百二十（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十七・五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

（期末手当）	旧
--------	---

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十一・一五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・一五」とする。

4 から6まで （略）

（勤勉手当）

第三十条 （略）

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百十七・五（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

新	旧
4 から7まで (略)	4 から7まで (略)
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第三十一条 (略)	第三十一条 (略)
2 義務教育等教員特別手当の月額は、四千百五十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。	2 義務教育等教員特別手当の月額は、四千百五十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
3 (略)	3 (略)
別表第一（第六条関係） (別紙のとおり)	別表第一（第六条関係） (別紙のとおり)

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十三号）

（第六条関係）

（期末手当）	新
--------	---

旧

（期末手当）	（略）
--------	-----

（期末手当）	（略）
--------	-----

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百八・七五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4 から6まで （略）

（勤勉手当）

第三十条 （略）

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百十八・七五（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十六・二五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百二十（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十七・五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」であるのは「百分の六十三・七五」とする。

4 から6まで （略）

（勤勉手当）

第三十条 （略）

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百二十（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十七・五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

新	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十八・七五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百三十六・二五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p> <p>4 から7まで (略)</p>
旧	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十一」とあるのは「百分の六十一」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。</p> <p>4 から7まで (略)</p>

新旧対照表

○ 中央区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年 月中央区条例第 号）（附則）

新	旧
附則 (施行期日等)	(附則)
<p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条の規定、第三条の規定及び第五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日</p> <p>二 第五条の規定（第三十一条第二項の改正規定に限る。） 令和八年一月一日</p> <p>三 第二条、第四条及び第六条の規定 令和八年四月一日</p> <p>2 第一条の規定（第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条の二の三第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正後の中央区職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の職員給与条例」という。）の規定及び第五条の規定（第二十七条第二項及び第三項、第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条第二項の改正規定を除く。）による改正後の中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第五条による改正後の幼稚園教育職員給与条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。</p> <p>（令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）</p>	
<p>3 令和七年四月一日から第一条及び第五条の規定（第三十一条の号給）</p>	

新

第二項の改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定（第二十一条第二項及び第三項並びに第二十一条の二の三第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正前の中央区職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員給与条例」という。）及び第五条の規定（第二十七条第二項及び第三項、第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条第二項の改正規定を除く。）による改正前の中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の幼稚園教育職員給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第一条による改正後の職員給与条例及び第五条による改正後の幼稚園教育職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の職員給与条例及び第五条による改正後の幼稚園教育職員給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与条例及び改正前の幼稚園教育職員給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の職員給与

旧

新

条例及び第五条による改正後の幼稚園教育職員給与条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第一条による改正後の職員給与条例及び第五条による改正後の幼稚園教育職員給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与条例及び改正前の幼稚園教育職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の職員給与条例及び第五条による改正後の幼稚園教育職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例（第三条及び第四条の規定による改正に係る部分を除く。）の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

旧